

東京消防庁職員互助組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 審査対象の概要

1 事業の内容

（1）事業の概要

東京消防庁職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、東京消防庁職員等の福利厚生を目的として、東京消防庁職員互助組合に関する条例（昭和35年東京都条例第19号、以下「条例」という。）に基づいて昭和35年3月に設置された団体であり、主に次の事業を行っている。

ア 給付事業

イ 福利事業

ウ 貸付事業

（2）都との関係

都は、互助組合に対し、給付事業及び福利事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金（条例第2条）を交付している。平成17年度の交付額は、組合員の給料月額 $4.8/1,000$ 、平成18年度は $3.2/1,000$ である。なお、給付事業に対する交付金は、平成17年度で終了した。

また、厚生資金貸付事業（生活資金等）に要する原資の金融機関からの借入（平成17年度1億4,200万円）について損失補償をするとともに、借入金に対する利子相当額を交付している（平成17年度で終了）。

平成17年度及び平成18年度における交付金及び負担金の状況は表1のとおりである。

なお、組合員の組合費は、給料月額 $4.8/1,000$ である。

（表1）交付金及び負担金の状況

（単位：千円）

区 分	平 成 1 7 年 度	平 成 1 8 年 度
事 業 運 営 交 付 金	392,276	259,338
厚生資金原資借入経費負担金	2,387	—
合 計	394,663	259,338

2 組織

互助組合は、事務所を千代田区大手町一丁目3番5号（東京消防庁内）に置き、評議員22名（うち組合長1名、理事8名、監事2名を兼務）及び職員11名（全員が都派遣職員）で構成されている。

また、平成19年3月31日現在の組合員数は、1万8,845名となっている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査期間

（1）東京消防庁 平成19年10月5日

（2）互助組合 平成19年10月9日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における主な福利事業と、平成17年度における給付事業及び厚生資金貸付事業の実績は、表2、表3及び表4のとおりであり、事業実績報告を中心に監査を行った結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

（表2）主な福利事業実績

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	執 行 額	
		平成17年度	平成18年度
保養宿泊施設利用助成	料金の一部助成等	188,120	214,762
保健施設の利用助成	各種スポーツ・リゾート施設の利用助成等	82,758	80,913
体育文化会への助成	体育部会、文化部会の活動・事業等に対する助成	29,872	27,648

(表 3) 給付事業実績

(単位：件、千円)

区 分	平 成 1 7 年 度	
	給 付 件 数	給 付 金 額
傷 病 給 付	2 6	7 8 0
死 亡 給 付	6 0 7	6 5, 9 8 0
災 害 見 舞 金	3	1 5 0
結 婚 祝 金	4 9 5	2 4, 7 5 0
就 学 祝 金	1, 3 2 0	2 6, 4 0 0
退 職 給 付	5 2 5	7 7, 5 9 2
合 計	2, 9 7 6	1 9 5, 6 5 2

(表 4) 厚生資金貸付事業実績

(単位：件、千円)

区 分		平 成 1 7 年 度		備 考
		件 数	金 額	
貸 付 金		4 3 2	7 6, 7 5 0	
	生 活 資 金	4 0 3	4 0, 3 0 0	一時的な生計資金の貸付
	特 別 生 活 資 金	2 9	3 6, 4 5 0	災害・葬祭等費用の貸付
	育 児 休 業 資 金	0	0	育児休業者への貸付